

軽自動車の廃車や名義変更の手続きはお早めに

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在のバイクや軽自動車、小型特殊自動車（農耕用含む）などの所有者・使用者に対して課税する税金です。軽自動車などを廃車・譲渡した場合、または住所変更をした場合には手続きが必要です。また、所有者・使用者が亡くなった場合には、現在所有（使用）している方に名義変更をする必要があります。登録事項に変更があった場合には、各窓口にて、お早めにお手続きをお願いします。



※小型特殊自動車（農耕作業用等）は公道の通行有無に係わらず、所有者によるナンバーの取得が義務となっています。

問 軽自動車（三・四輪）：軽自動車検査協会高知事務所 ☎050-3816-3125
 軽二輪・二輪小型：高知運輸支局 ☎050-5540-2077
 原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕作業用等）：税務課 ☎63-1204

引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに

住民票の住所変更の届出（転出届・転入届・転居届など）は行政サービスや国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。本人または同じ世帯の人なら手続きができます。届出は異動した日から14日以内に行ってください。また、転居届や転入届の際は、マイナンバーカードの住所変更もお願いします。

持参物

- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、在留カードなど）
- 印鑑
- 国民健康保険証や医療受給者証など（お持ちの方）

問 市民課 ☎63-1112

宿毛まるごと産業祭出店者募集

第8回「宿毛まるごと産業祭」に出店していただける宿毛市の事業者の方を募集します。注意事項等詳細は、お問い合わせいただくか広報すくも2月号でもご確認できます。

日時 4月29日（木）9時～15時

場所 宿毛市総合運動公園

出店料 2,000円／1ブース

対象 宿毛市で活動している事業者、団体、個人

ブース（間口×奥行き）

屋内 2.5m×2.5m／屋外 2.5m×3.5m

※ブースの大きさは会場の設置状況により多少前後することがあります。

内容

1次製品の販売、加工品の展示・販売、地場産品を使用したグルメ商品、そのほか宿毛市で行われている産業と認められるもの（宿毛市に事務所のある会社の製造品の展示なども可能です）

締切 3月15日（月）

※出店には産業振興課への出店申請が必要です。

※保健所などへの届け出は出店者が責任を持って事前に行ってください。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、フリーの飲食スペースは設置しない予定です。その他にも例年とは異なる内容となる可能性があります。出店を希望される方には新型コロナウイルス対策等を掲載した募集要項を送付します。



問 産業振興課 ☎63-1117